

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理
に関する法律に基づく
審査基準・標準処理期間

平成 29 年 11 月〇日

内閣府
宇宙開発戦略推進事務局

[人工衛星等の打上げに係る許可関係]

事項名	条項	審査基準		標準処理期間
打上げ 許可	法第4条 第1項	法第6条 第1号 人工衛星 の打上げ 用ロケット の設計	「人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定」のうち、「人工衛星の打上げ用ロケットの設計」の審査基準に同じ。	型式認定 を受けて いる場 合： 1箇月 ～3箇月
		法第6条 第2号 打上げ施 設	「打上げ施設の適合認定」のうち、「打上げ施設の場所」の審査基準に同じ。	その他の 場合： 4箇月 ～6箇月
		法第6条 第3号 ロケット 打上げ計 画	<p>1 防災設備等の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 打上げ施設における災害防止のための防災計画を策定し、災害防止のための必要な設備や取扱いの安全を図るために関連法令を遵守するとともに、適切なセキュリティ対策を講ずること。 火災やガスの検知、防犯警報等の情報を集中して常時状態を把握するとともに、防火、消防、防護設備については、危険作業の実施に先立ち十分な点検を行うこと。 <p>2 推進薬等の取扱いに係る安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 打上げ施設における推進薬等（火薬類、高圧ガス及び危険物等）の取扱いの安全を確保するため、関連法令等を踏まえた対策等を定めること。 <p>3 落下物の落下予測区域等を考慮した飛行経路の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 人工衛星の打上げ用ロケット（以下単に「ロケット」という。）の燃え殻等、正常飛行時にロケットから分離投下される物体について、落下予想区域が可能な限り陸地及びその周辺海域ないこと。 落下予想区域は外国の領土・領海に干渉しないこと。干渉が予想される場合には、当該国の合意を得ること。 推力飛行中のロケットが突然推力停止の状態に陥った場合に予測される落下点の軌跡（落下予測点軌跡）の分散域については、人口稠密地域から可能な限り離れて通過するよう飛行経路を設定するとともに、異常事態が発生した場合においても、飛行経路及び打上げ施設の周辺に対するリスクが、国際標準又は各国宇宙機関等が定める基準の水準と同等以下となるよう、必要な対策を講ずること。 <p>4 適切な落下限界線の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全の確保のために設定するロケットの飛行を中断した場合に危害を及ぼしてはならない限度を示す線（落下限界線）を設定すること。 	

		<p>5 警戒区域の設定及び第三者の進入防止体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工衛星等の打上げ（以下単に「打上げ」という。）に係る作業期間中の各段階に応じて、打上げ施設の周辺の状況を踏まえて、警戒区域を設定して関係者以外の立入規制を行うこと。 <p>(1) 整備作業期間における警戒区域</p> <p>ロケット組立時等の各段階について、事故等の影響を最小限にするため、警戒区域を設定すること。</p> <p>(2) 打上げ時における警戒区域</p> <p>打上げ時における警戒区域は、少なくとも、次の地上安全及び飛行安全に係る警戒区域のうち、いずれかに含まれる区域のすべてとする。</p> <p>【地上安全に係る警戒区域】</p> <p>少なくとも、爆風、飛散物、ガス、ファイアボールによる放射熱等を考慮したものであること。</p> <p>【飛行安全に係る警戒区域】</p> <p>次に掲げる事項を考慮したものであること。</p> <p>(ア) 打上げ施設の周辺における次による被害の発生を防止しうること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 落下物の衝突 ② 飛行中に爆発する場合における爆風 ③ 固体推進薬が地面等に落下及び衝突し爆発（二次爆発）するおそれがある場合における、二次爆発による爆風及び二次破片飛散 ④ 搭載推進薬の流出及び拡散 <p>(イ) さらに、打上げ施設の周辺の海域に関しては、発射直後の飛行中断に伴う破片の落下分散を評価し、破片の落下による船舶等の被害を可能な限り防止すること。</p> <p>6 自然災害等による警報発令時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒天、襲雷、地震等について警報が発令された場合等における対策を定めること。 <p>7 航空機や船舶等への事前通報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・打上げ作業期間中の航空機及び船舶の航行の安全を確保するため、関係機関への連絡手段等を定めること。 <p>8 意図しない作動等の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・打上げに際し、その整備作業段階から打上げ終了までの間に、ある意図によるまたは結果として破壊や妨害行為のおそれがある場合、適切な対策を講ずること。 <p>9 適切な打上げ日時の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・打上げに際し、軌道上において活動する者の生命の安全を確保するため、軌道上の国際宇宙ステーション及び国際宇宙ステーションへの有人宇宙船との衝突を回避する打上げ日時を設定すること。 <p>10 人工衛星の投入計画軌道とロケットの飛行能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロケットの飛行能力が、予定の軌道に人工衛星を投入 	
--	--	--	--

		<p>できるものであること。</p> <p>11 気象状況を踏まえた飛行成立性の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 打上げの直前において、気象条件の影響によって計画した飛行経路及び落下予想区域を逸脱しないことを確認すること。 飛行経路上の雷の発生可能性等を把握することにより、雷による機器の故障等、第三者損害を生じうる事態を回避すること。 <p>12 警戒区域解除前の第三者損害発生の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 打上げ作業期間中において、必要な場合は作業の停止を行うことを含め安全上の措置を講ずること。 <p>13 飛行安全管理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ロケットが故障した場合の落下物に対する安全を確保するため、飛行中の状態監視を行い、必要な場合には飛行の中止を安全に行うことができるよう措置を講ずること。 <p>14 飛行中断の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの場合に該当するとき、ロケットの飛行を中断すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① ロケット及びその破片の落下予測域が落下限界線と接触するとき。ただし、正常飛行範囲を飛行する当該ロケットの落下予測域が落下限界線を通過する場合には、その直前までの飛行状況を十分監視して、正常であることを条件として、上記の飛行中断の適用が見合わされる。 ② ロケットの落下予測域の監視が不可能となり、当該ロケット及びその破片の落下予測域が落下限界線と接触するおそれがあるとき。 ③ ロケットの飛行中断機能が喪失する可能性が生じ、かつ、当該ロケット及びその破片の落下予測域が落下限界線と接触するおそれがあるとき。 ④ その他、ロケットの推力飛行の続行により安全確保上支障が生じるおそれがあると判断されるとき。 <p>15 海上浮遊物の回収</p> <ul style="list-style-type: none"> ロケット落下物により発生する海上浮遊物のうち、船舶の航行に影響を及ぼすおそれがあるものについては、回収に努めること。 <p>16 軌道上デブリ発生の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> 軌道上における不要な人工物体（以下「軌道上デブリ」という。）となるものの発生については、次のとおり対策を講ずること。 <ul style="list-style-type: none"> ① ロケットの軌道投入段について、指令破壊用火工品の誤作動防止措置を講ずること。 	
--	--	---	--

		<p>② 推進薬が液体燃料であるロケットにあっては、なるべく残留推進薬、残留ガス等を排出するとともに、排出が完了しない場合にも破碎することがないよう、内圧上昇に対して安全弁の設置等の措置を講ずるか、安全性を設計で確保すること。</p> <p>17 ロケット軌道投入段の保護領域からの除去</p> <ul style="list-style-type: none"> 可能であれば、低軌道域（地球表面から2,000kmの高度までの球状領域）を通過する軌道又は低軌道域と干渉するおそれのある軌道で打上げを終了したロケットの軌道投入段は、その位置、姿勢及び状態を制御することにより、軌道寿命が短い軌道に移動させるか、地上の被害を防ぐ方法で再突入して処分すること。 可能であれば、ロケットの軌道投入段と地球同期軌道域（静止軌道高度35,786km±200kmかつ緯度±15度以内）との永久的あるいは周期的接触を避けること。 <p>18 ロケット打上げ計画を実行する運用体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 地上安全対策、飛行安全対策を確実に遂行するため、以下のとおり、適切な体制を整備すること。 <ul style="list-style-type: none"> 安全組織及び業務 専ら安全確保に責任を有する組織を整備し、これが緊密な通信手段により有機的に機能するように措置を講ずるとともに、安全上のあらゆる問題点について、打上げの責任者まで報告される体制を確立すること。 安全教育訓練の実施 打上げに携わる者への安全教育・訓練を実施するとともに、安全確保に係る事項の周知徹底を図ること。 緊急事態への対応 打上げ作業期間中に事故が発生した場合等の緊急事態等に的確に即応するための体制を確立すること。 		
	法第6条 第4号 人工衛星 の利用の 目的及び 方法	「人工衛星の管理許可」のうち、「人工衛星の利用の目的及び方法」の審査基準に同じ。		
変更の 許可	法第7条 第1項	法第6条第1号から第4号に規定する基準に準ずる。	変更の程 度による ため設定 しない	
承継の 許可	法第10条 第1項 譲渡及び 譲受け	法第6条 第3号 ロケット 打上げ計	「ロケット打上げ計画」のうち、「ロケット打上げ計画を実行する運用体制の構築」の審査基準に同じ。	1箇月

	法第 10 条 第 2 項 合併	画を実行する能力		
	法第 10 条 第 3 項 分割			

[人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定関係]

事項名	条項	審査基準		標準処理期間
ロケットの型式認定	法第 13 条 第 1 項	法第 13 条 第 2 項 第 2 号 人工衛星 の打上げ 用ロケット の設計	<p>1 飛行能力（府令第 7 条第 1 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 打上げを行うことができる飛行能力を備えた設計であるとともに、当該設計を実現するための評価を実施すること。 <p>2 火工品の安全要求（府令第 7 条第 2 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ロケットの着火装置等、故障等によって公共の安全に重大な影響を及ぼす火工品については、打上げ施設の措置を含めて独立した 3 以上の遮断機を備えるなどの措置を講ずること。そのうち、2 以上の遮断機は常に状態を把握できるものとすること。 雷の迷走電流等による火工品の不慮着火を防ぐために必要な対策を講ずること。 周囲の電磁波等の影響によって、容易に故障等を生じない対策を講ずること。 <p>3 飛行安全管理のための機能（府令第 7 条第 3 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を送信する機能を有すること。 <p>4 飛行中断機能（府令第 7 条第 4 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ロケットの飛行中断措置を講ずるために必要な信号を受信する機能及び飛行中断等の機能を有すること。また、今後想定される具体的なロケット打上げ計画に沿って安全確保に関する評価を行い、飛行経路及び打上げ施設の周辺に対するリスクが、国際標準又は各国宇宙機関等が定める基準の水準と同等以下であるとともに、あらかじめ定めた落下限界線を超えることを防止できること。 他の方法による場合（信号を受信しない場合にシーケンス停止する方法等を含む）においても、飛行経路及び打上げ施設の周辺に対するリスクが、国際標準又は各国宇宙機関等が定める基準の水準と同等以下であるとともに、あらかじめ定めた落下限界線を超えることを防止できること。 <p>5 重要なシステム等の信頼性及び冗長性（府令第 7 条第 5 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ロケットの飛行中断措置により飛行経路及び打上げ施 	4 箇月 ～ 6 箇月

		<p>設の周辺の安全を確保する機能を構成する重要なシステム等について、その信頼性が 95%の信頼水準で 0.999 以上の信頼性とすること及び故障等があつても機能するよう多重化を施すこと。</p> <p>6 人工衛星等の分離に係る軌道上デブリ発生の抑制 (府令第 7 条第 6 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工衛星等を分離するときには、ロケットから部品等が容易に離脱、飛散しない構造であること。 ・ロケットの段間分離機構、人工衛星分離機構等の動作時、なるべく破片等が飛散しない構造であること。ただし、複数衛星を打ち上げる際に放出せざるをえない衛星支持構造物はこの限りではない。 <p>7 ロケット軌道投入段に係る軌道上デブリ発生の抑制 (府令第 7 条第 7 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロケットの軌道投入段について、指令破壊用火工品の誤作動防止措置を講ずること。 ・推進薬が液体燃料であるロケットにあっては、なるべく残留推進薬、残留ガス等を排出する機能を有するとともに、排出が完了しない場合にも破碎することができないよう、内圧上昇に対して安全弁の設置等の措置を講ずること。 	
変更の認定	法第 14 条	法第 6 条第 1 号に規定する基準に準ずる。	設定しない

[打上げ施設の適合認定関係]

事項名	条項	審査基準		標準処理期間
打上げ施設の適合認定	法第 16 条	<p>法第 16 条 第 2 項 打上げ施設の場所</p> <p>1 警戒区域の確保及び第三者の進入防止対策 (府令第 8 条第 1 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・打上げに係る作業期間中の各段階に応じた適切な警戒区域を確保できる場所であること。 ・打上げに係る保安上重要な設備、装置及び情報等について、セキュリティ対策に努めること。 <p>2 発射装置の設置 (府令第 8 条第 2 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロケットに適合した常設又は可搬の発射装置であること。 ・ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する適切な発射を行うことができる発射装置であること。 <p>3 火工品の安全要求 (府令第 8 条第 3 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロケットの着火装置等、故障等によって公共の安全に重大な影響を及ぼす装置については、当該ロケットの措置を含めて、独立した 3 以上の遮断機を備えるなどの措置を講ずること。そのうち、2 以上の遮断機は常に状態を把握できるものであること。 		1 箇月～3 箇月

		<ul style="list-style-type: none"> 雷の迷走電流等による火工品の不慮着火を防ぐために必要な対策を講ずること。 周囲の電磁波等の影響によって、容易に故障等を生じない対策を講ずること。 <p>4 飛行安全管制のための設備等（府令第8条第4号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を受信する機能を有する常設又は可搬の無線設備を打上げ施設その他の場所に備えること。 ロケットの飛行中断措置の方法が打上げ施設からの信号を受信することにより行う場合においては、当該飛行中断措置を講ずるために必要な信号を、直接若しくは他の無線設備を経由してロケットの無線設備に送信する機能を有する常設又は可搬の無線設備を備えること。 <p>5 重要なシステム等の信頼性及び冗長性（府令第8条第5号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ロケットの飛行中断措置により飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する機能を構成する重要なシステム等について、その信頼性が95%の信頼水準で0.999以上の信頼性とすること及び故障等があっても機能するよう多重化を施すこと。 	
変更の認定	法第17条第1項	法第6条第2号に規定する基準に準ずる。	設定しない

[人工衛星の管理に係る許可関係]

事項名	条項	審査基準		標準処理期間
人工衛星の管理許可	法第20条第1項	法第22条第1号 人工衛星の利用の目的及び方法	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念（宇宙基本法第2条から第7条）に則したものであること。 宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものであること。 	15日～3箇月
		法第22条第2号 人工衛星の構造	<p>1 意図しない物体放出防止（府令第22条第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 人工衛星を構成する機器等が容易に離脱、飛散しない構造であること。 人工衛星の分離展開機構等の動作時においても、容易に機器等が飛散しない措置を講ずること。 火工品等による燃焼生成物の放出については、必要最小限となるように配慮すること。 <p>2 放出物体の他の人工衛星の管理への干渉防止（府令第22条第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 人工衛星から分離する機器等について、他の人工衛星の管理に重大な支障を与えないよう、適切な軌道への投入等ができること。 	

		<p>3 異常時の破碎防止措置（府令第 22 条第 3 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工衛星の位置、姿勢及び状態を直接若しくは他の無線設備を経由して人工衛星管理設備に送信する機能を有すること。 ・人工衛星の破碎を生じる可能性のある残留推進薬及び電力等の残留エネルギーを排出する等の破碎を予防する機能を有すること。 <p>4 再突入時の第三者損害の防止（府令第 22 条第 4 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球に落下する人工衛星又は人工衛星を構成する機器等が十分に溶融する等の結果、着地又は着水が予想される地点に対するリスクが、国際標準又は各国宇宙機関等が定める基準の水準と同等以下であること。 <p>5 他の天体由来の物質による地球環境汚染の防止（府令第 22 条第 5 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下した人工衛星又は人工衛星を構成する機器等を地表又は水面に落下させて回収する場合は、地球外物質による有害な汚染を防止する措置を講ずること。 <p>6 他の天体の環境汚染の防止（府令第 22 条第 6 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下させる人工衛星又は人工衛星を構成する機器等にあっては、当該天体の有害な汚染を防止する措置を講ずること。 	
	法第 22 条 第 3 号 管理計画	<p>1 放出物体の他の人工衛星の管理への干渉の防止（府令第 23 条第 1 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工衛星から分離する機器等を、有人宇宙船を含む他の人工衛星等に対して衝突させないための措置について定めること。 <p>2 異常時の破碎防止措置（府令第 23 条第 2 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工衛星の状態等の異常を検知したとき、破碎の予防措置の実施等の方法、要領等について定めること。 <p>3 他の人工衛星等との衝突回避（府令第 23 条第 3 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の人工衛星等と衝突する可能性の情報把握の方法、情報を入手した場合における措置について定めること。 <p>4 人工衛星の管理を実行する運用体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理計画を確実に遂行するため、次に掲げる適切な体制を整備すること。 <ul style="list-style-type: none"> －管理の組織及び業務 －異常事態への対応 －セキュリティ対策の構築 	
	法第 22 条 第 4 号 終了措置	(法第 22 条第 4 号イの場合) <ul style="list-style-type: none"> ・着地又は着水が予想される地点の安全確保を図った、制御再突入を行う措置（飛行経路、着地点等）を定めること。 	

		<p>(法第 22 条第 4 号ロの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の人工衛星の管理に支障を及ぼさない軌道へ高度を上げる措置を定めること。 <p>(法第 22 条第 4 号ハの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工衛星を地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下させることにより当該天体の環境を著しく悪化させるおそれがないこと。 <p>(法第 22 条第 4 号ニの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工衛星の破碎を生じる可能性のある残留推進薬及び電力等の残留エネルギーを排出する又は破碎を発生させないよう措置を講ずること。 ・人工衛星の管理の終了に際し、保護領域については、以下の措置を講ずること。 <ul style="list-style-type: none"> －低軌道域からは管理終了後 25 年以内に除去するよう努めること。 －地球同期軌道域からは速やかに除去すること。 	
変更の許可	法第 23 条	法第 22 条第 1 号から第 4 号に規定する基準に準ずる。	設定しない
承継の許可	法第 26 条第 1 項 譲渡及び譲受け	法第 22 条第 3 号 管理計画を実行する能力	「人工衛星の管理許可」のうち、「人工衛星の管理を実行する運用体制の構築」の審査基準に同じ。
	法第 26 条第 3 項 合併		
	法第 26 条第 4 項 分割		